

建築基準法に違反している建築物について、次のとおり命令しましたので、同法第9条第13項の規定により公告します。

平成17年3月24日

京都市長 榊本 頼兼

建築物の所在地，用途及び構造	命令を受けた者の住所及び氏名	命令年月日	命令の内容	根拠条項
京都市東山区栗田 口三条坊町30番 地72 一戸建ての住宅 木造2階建て	京都市東山区栗田 口三条坊町30番 地72 野村 昌司	平成17年 2月18日	工事の施工を停止すること。	第9条 第10項
	京都市東山区東大 路通古門前上る西 入る高畑町602 番地 宮原組 宮原 孝司			

(都市計画局建築指導部監察課)